平成２３年（フ）第３２４０号
横浜市南区庚台28番地　高柳信明方
債務者　武田　鈴子
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７９５号
静岡市駿河区下川原４丁目27番４号
債務者　小長井義明
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５７８号
東京都小平市中島町17番８号
債務者　小澤　文子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月29日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２３８８号
神奈川県茅ヶ崎市鶴が台８番２―206号
債務者　入江美千代
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２５号
北海道上川郡清水町御影東１条南３丁目７番地１
債務者　日下　哲雄
1　決定年月日時　平成23年12月19日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続廃止

平成２３年（フ）第５６号
栃木県矢板市木幡671番地２
破産者　野村みよ子
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第１９４号
群馬県前橋市元総社町２丁目24番地20
破産者　小林　正行
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２４８号
群馬県前橋市大前田町793番地
破産者　小倉　勝彦
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７８１号
仙台市宮城野区岩切字台屋敷10番地の１
破産者　有限会社やまさ給食センター
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８７７号
栃木県鹿沼市口粟野565番地４
破産者　大牧　昭夫
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１１３号
栃木県鹿沼市引田907番地、前住所栃木県鹿沼市東町２丁目２番12号　フジハイツ102号室
破産者　上澤　忠夫
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２６８号
栃木県真岡市田町2040番地３
破産者　株式会社トップス
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５１１号
栃木県下野市上大領300番地12
破産者　株式会社キャリエール
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５１２号
栃木県下野市上大領300番地12
破産者　藤村　明人
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５１３号
栃木県下野市上大領300番地12
破産者　藤村　惠子
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第６６９号
栃木県鹿沼市口粟野565番地４
破産者　有限会社大牧建設
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１６３０号
東京都立川市曙町３丁目35番10号
破産者　ユニコーン株式会社
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１６３１号
東京都立川市上砂町１丁目13番地の１都営上砂町１丁目アパート20棟302号、開始決定時の住所東京都昭島市郷地町３丁目７番８―602号
破産者　黒崎　　聡
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５５０号
東京都八王子市大楽寺町498番地２シャンティクティールⅠ　311号
破産者　早坂　高之
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部